

委託契約予定事業者募集に関する質問・回答

No	質問	回答
1	各キッズクラブの教室は、余裕教室・普通教室とあるが、授業時間は学校が利用し、放課後にキッズクラブが利用するという事なのか。	お見込みのとおりです。
2	通常の授業日は、「児童会室」のみが開室ということか。	お見込みのとおりです。
3	三季休業日の平日は、「児童会室」と「子ども教室」のどちらも開室するのか。	お見込みのとおりです。
4	児童会の「土曜日の臨時開室」とありますが、どのような場合か。	本市では、児童会室を「250日/年」開室することとしており、平日及び三季休業時の開室予定日数を踏まえ、土曜日の臨時開室を行っています。
5	土曜日は「放課後子ども教室」のみ開室ということなのか。	お見込みのとおりです（土曜日は、いきいき広場のほか児童会室を臨時開室する場合があります）。
6	通常年度の平日、短縮授業、三季休業、土曜臨時開室日数及び短縮授業日平均開室時間を教えてほしい。	平日：204日 開室時間：13：15～18：00（延長保育は19時まで） 三季休業：38日 開室時間：8：00～18：00（延長保育は19時まで） 臨時開室：8日 開室時間：8：00～18：00（延長保育なし） 短縮授業：山田 10日 平均開室時間：7時間 蹉跎 16日 平均開室時間：7時間
7	「児童会室」「子ども教室」それぞれの開室予定日数を教えてほしい。	現時点では、児童会室は250日/年。子ども教室は91日/年となります。
8	現在の留守家庭児童会の一般的な一日の活動スケジュール（授業日、休業日）と、子ども教室で想定する一日の活動スケジュールを知りたい。	「留守家庭児童会室運営ハンドブック」を参照してください。子ども教室は、仕様書等に記載している内容に基づき、運営していただくこととなります。
9	児童会室、子ども教室それぞれの月別、日別の登録人数・参加人数について、過年度の実績を知りたい。	「別紙1」参照
10	入室数により児童会室数変動した場合、職員配置も増減するため、委託料について協議を行うということで間違いはないか。	お見込みのとおりです。
11	市から支払われる委託料のみが事業者収入になるということなのか。	お見込みのとおりです。
12	「収支予算書は児童会室・引継ぎ保育・子ども教室それぞれにおいて作成」とされているが、統括責任者及びサブリーダーの人件費はどちらに入れればよいのか。	児童会室「収支予算書」に計上してください。
13	支援員をはじめとした従事者の給与、時給について、積算上限内であればこちらで自由に設定してもよいのか。	お見込みのとおりです。 なお、運営業務に関し、業務従事者の労働に関する権利を保障するため、労働関係法令を遵守してください。
14	積算について、例えば提案時に人件費・事業費・運営費等を設定し、受託して実際に運営をしたところ、想定以上に人件費がかかった場合、事業費・運営費から費用を充ててもよいのか。	定められた委託料の中で、事業者のノウハウによって柔軟な予算執行を行えることが特筆できる点であり、行政の予算執行のあり方と異なる点であると認識しています（協議調整を行うこととします）。
15	収支予算書で提案した費目以外で執行することは可能なのか。	民間活力を活用した事業執行では、定められた委託料の中で、事業者のノウハウによって柔軟な予算執行を行えることが特筆できる点であり、行政の予算執行のあり方と異なる点であると認識しています（協議事項）。
16	P5記載の「個々の支援が必要となる児童がいる場合」等、加配職員人件費の積算方法を教えてほしい。	加配職員については、児童会室サポート員での対応を基本としています。
17	現在、市で加入している対象保険は継続されるのか。	児童に対する傷害保険については、引き続き市が加入します。なお、施設における事故等に備え、適切な保険に加入してください。
18	見積上限額算定の基本的な考え方及び費用の内訳を教えてほしい。	見積上限額は、前年度実績額のみで算定するのではなく、過去3年度分の実績額等を踏まえ算定しています。 人件費41,311千円/年、物件費（消耗品費、通信費、医薬材料費、印刷費等）は787千円/年となります。 ※「蹉跎」の光熱水費は学校一括での支払いとなります（予算計上を要しません）。 「山田」は光熱費としてガス代（空調等）のみ予算計上してください（過年度の平均：159千円/年）。
19	現在の職員が引き続き同じ教室に残る可能性はあるか。また、現職員の待遇について身分別に知りたい。	職員の意思によるものと考えています。 職員の給与及び福利厚生の詳細は、市の規定に基づいて決定しているものであるため、詳細はお答えしかねます。従事者の処遇については、貴台の規定に基づき適切に対応してください。 (1) 給与等 ・任期付短時間勤務職員（放課後児童支援員） 基礎給与月額：132,720円～210,560円（1～4号給） ・会計年度任用職員（放課後児童准支援員） 報酬月額128,570円～137,540円 ・会計年度任用職員（児童会室サポート員） 時給987円～1,033円（7段階） (2) 福利厚生 社会保険（健康保険、厚生年金、雇用保険等）、通勤手当等

No	質問	回答
20	延長時間となる18時以降に利用児童数が減少する場合、一室の利用定員に応じて利用教室を1室または2室にまとめることは可能か。また、職員配置も利用教室数、利用人数に応じた人数に減員することは可能か。	18時以降に延長保育利用児童を1室に集めて保育することは可能です。職員配置も児童数に応じた体制としていただくことは可能です。
21	弊社は、複数の児童福祉・子育て支援関連施設を運営しているが、要件を満たすことの証明として、主なものを選出し提出してよいのか。	貴台の運営実績のうち、参加資格要件に合致する運営実績を記載してください。運営を証する資料の添付を可とします。
22	事業計画書の「②エ. 経費に関する計画」について、収支予算書と同様の内容か。	「提案内容履行にあたり、現状の管理に要する経費を上限額として提案されているか」記載してください。「別紙2」の事業計画確認事項一覧の提案内容欄と連関するものと考えます。【No.25回答を参照】
23	事業計画書の「6. その他」について、記載する内容はどのような内容を想定しているのか。	「防犯・環境保全・防災に関する事項について貴台がどのように提案されるか」を記載してください（「別紙2」の事業計画確認事項一覧「提案内容欄」と連関するものと考えます）。【No.25回答を参照】
24	事業計画書について、パワーポイントでの作成は可能か。また枚数制限や図の使用規定はあるか。	パワーポイントでの作成を可としますが、事業計画書に記載する各項目は「必須事項」となりますので注意してください。【No.25回答を参照】 なお、枚数制限・図の使用規定等はございません。
25	事業計画書を作成するにあたっての留意すべき事項等について確認したい。	様式第2号「事業計画書」に記載する各項目は、必須事項としています。「別紙2」「事業計画確認事項一覧」確認事項に記載する内容（26項目）にかかる提案を「事業計画書」に必ず記載するようにしてください。
26	写し（副本）について、事業者名をマスキングして隠す必要はあるのか。	提出書類にマスキングは行わないでください。
27	P9に正本1部・写し10部とありますが、P8～9の提出書類全てがその対象という認識でよいのか。	お見込みのとおりです。
28	納税証明書について、取得年月日の制限があるのか。	10月1日を基準日とし、3ヶ月以内に発行されたものとしします。
29	納税証明書について、枚方市内に事業所を有さない場合、国税の納税証明書のみを提出すればよいのか。	お見込みのとおりです。
30	「備品等無償使用可能一覧表」について（蹉跎留守家庭児童会のC室分について）確認したい。	事務机・椅子2組、物品用ロッカー1台、2人用更衣ロッカー1台、冷蔵庫1台、掃除機1台、食器乾燥機1台、座卓5台、食器棚1台、配膳台1台、靴箱2台、児童用ロッカー（教室に備え付けあり）、傘立て1台、掛け時計（電波時計）1台、絨毯、湯沸かしポット1台が無償使用可能となります。
31	各教室には冷暖房はあるのか。	冷暖房設備を設置しています。
32	各キッズクラブで有線工事を行うことは可能か。	施設の設置目的等を損なわない範囲で、委託期間終了時に原状回復することを条件として、施設・設備の一部を変更・改修・整備していただくことは可能です。ただし、あらかじめ教育委員会及び学校の承認が必要となります。
33	令和3年4月の時点において、備品、物品、施設等の消耗・損傷は全て回復した上で引継ぐという認識でよいのか。	運営に支障がないよう必要な修繕を実施します。なお、消耗品等の汚損対応をはじめ、修繕対応を行わない物品等については、双方で現状確認の上、引き継ぐものとしします。
34	令和2年度の特別な配慮を必要とする児童に対する加配職員は何人いるのか。	令和2年4月1日 山田1人、蹉跎2人
35	支援を要する児童に対する職員の加配は、職員1人に対して支援児童は何名対応か。	児童の状況に応じた対応となります。
36	特別な配慮を必要とする児童の人数について、過年度の状況を知りたい。	令和元年4月1日 山田1人、蹉跎2人 令和2年4月1日 山田1人、蹉跎4人
37	統括責任者とサプリーダーは、「山田」「蹉跎」にそれぞれ1名配置という認識でよいのか。	お見込みのとおりです。
38	統括責任者の主な勤務地は、「山田」または「蹉跎」のどちらか指定はあるのか。	統括責任者は、各校それぞれ1名配置してください。
39	各職種において「雇用形態に定めはない」という理解で間違いはないか。	お見込みのとおりです。
40	主任支援員がサプリーダーを兼任することは可能か。また、資格要件はあるのか。	主任支援員がサプリーダーを兼ねることは認められません（統括責任者を兼ねることは可）。 なお、主任支援員が統括責任者を兼ねた場合の資格要件については、仕様書P5に記載のとおりとなります。
41	放課後子ども教室の必要従事者数及び資格要件はあるのか。	子ども教室の運営趣旨を踏まえて運営できる従事者を常時2名以上配置してください。
42	引継ぎ保育について、仕様書に記載の要件以外、統括責任者等の参加日数に指定はないという認識でよいのか。	お見込みのとおりです。
43	「引継ぎ保育に延べ30日以上勤務」とありますが、人数の規定はあるのか。	引継ぎ保育は、令和3年4月から配置予定の従事者により行うこととし、2名以上（うち有資格者又は実務経験者が半数以上）としします。

No	質問	回答
44	山田・蹉跎の通常行事予定を確認したい。	別紙「3-1」「3-2」参照
45	教育委員会の指定行事が掲載されているが、好評だった事例（校外含む）を教えてください。また、校外行事は必須なのか確認したい。	講師を招いての「人形劇」「けん玉パフォーマンス」や子どもたちが自ら景品を作るなどして実施する「夏祭り」などが好評でした。 なお、校外行事は必須ではありません。 実施する場合、留守家庭児童会室運営ハンドブック「児童会室行事基準」に基づき実施していただくこととなります。
46	おやつ代以外で保護者への費用徴収が必要となる場合、また、徴収方法について教えてください。	イベント等を実施する場合を想定しています。徴収方法については、保護者会と協議調整のうえ、決定するものとします。
47	保護者会について、事業開始前の段階で保護者会に関する予定はあるのか。	令和3年度入室決定者を対象に、令和3年3月5日（金）に各児童会室で入室説明会を予定しています。
48	現在、児童会室で提供しているおやつについて、一例（一週間程度分）を教えてください。	月曜日…ポテトチップス、揚げ小丸、ポイフル、一口ゼリー 火曜日…ラスク、ジュース（オレンジ、白ブドウなど）、フルーツラムネ 水曜日…ルーベラ、畑の-snack、リンゴとブドウのマシュマロ、ジュース（オレンジ、白ブドウなど） 木曜日…カップケーキ、芋けんぴ、ジュース（オレンジ、白ブドウなど） 金曜日…堅あげポテト、リンゴとブドウのマシュマロ、ポッキンフルーツ
49	児童の募集、選定方法について教えてください。また、定員を超えた場合の児童の選定方法について確認したい。	市ホームページ、また各留守家庭児童会室において、次年度の入室受付を案内します。毎年11月から募集を行い、11月中旬から1月末の期間に受け付けます。入室申請者数が定員を超えた場合は、保育の必要性が高い児童を優先して入室を決定します。
50	「連絡調整会議と拡大連絡調整会議を統括責任者が中心となって各代表者を招集」とあるが、各代表者との連絡方法等についてどのように行うのか。	最も適切な方法を各事業の代表者間で協議調整の上、決めていただくこととしています。
51	いきいき広場実施土曜日の開室時間は、12時～17時と考えればよいか。	「いきいき広場」は、午前中の開催が多いですが、当日のプログラム内容によって開催時間が異なります。「いきいき広場」終了後から子ども教室を実施していただきます。
52	管理責任区分について、確認したい。	各事業終了後、次の事業に参加するまで、または帰宅のために向かう校門までは、直前の参加事業の責任範囲となります。
53	保護者や支援員が利用可能な駐輪場はあるのか。	学校敷地内の指定場所を利用していただくことは可能です。
54	自家用車による通勤は可能か。また、可能な場合は、有償、無償の駐車スペースはあるのか。	従事者の通勤方法に関する指定はありませんが、学校敷地内への乗り入れは不可とします。学校敷地外に駐車場所を確保いただくことが可能であれば、貴会の就業規則等によるものと考えます。
55	選定審査会の現時点でのおおよそのスケジュールについて、教えてください。	プレゼンテーションを11月27日（金）の午後実施する予定としています。なお、委託契約予定事業者の決定は、12月上旬を予定しています。
56	実施場所について、事前に見学を行うことは可能か。	実施場所が、学校敷地内にあることから、教育委員会職員立ち合いのもと、施設を見学いただくことは可能です（あらかじめお申し出ください）。

※同趣旨の質問は、1件にまとめています。

※公表することにより申請者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがある質問については当該質問者にのみ回答します。

※回答に対する再質疑は受け付けません。